

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

Wi-Fi

お知らせ

4月1日から市役所の組織が一部変わります

市では、中長期的なまちづくりを実行していくため、組織の見直しを行っております。

喫緊の課題に対応するため、4月1日から、一部、組織の見直しを行います。また、この見直しにより、グループ名、内線番号、Eメールアドレスが一部変更となります。

市民協働部コミュニティ推進課と、地域安全課を統合し、名称を「地域・安全課」に改めます

市民活動支援の幅を広げ、一層効果的な支援体制を構築するため、両課を統合します。

消防本部に「予防課」を新設します
危険物製造所等の許認可等の事務や、消防設備の設置指導等の業務を充実するため、課を設置します。

問合せ 企画政策課行政経営G
内線23331・23332



狭あい道路の整備等事業がスタートします

市内各所に点在する狭あい道路(幅員4メートル未満の市道認定された道路)は、日常生活のみならず緊急車両の通行や救急活動に支障をきたしています。

こうした狭あい道路を解消していくための整備方針やルールを定め、安全・快適な道路空間を確保するため、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、市ホームページ(トップページ)↓くらし↓住まい・建築)をご覧ください。

問合せ 計画建築課 内線2415
都市整備課 内線2401

4月1日からファミリー・サポート・センター事業を民間事業者に委託

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と、子育ての手伝いができる方(提供会員)がお互いに助け合いながら活動する子育て支援の会員組織です。

委託先 NPO法人 れんこん村のわくわくネットワーク

変更点

①依頼会員(援助される側)登録がいつでもできます。※登録は郵送でもでき、希望する方には登録用紙を送ります。(引き続き子育て支援センターでも登録できます)

②安全で安心な子どもの預かりの知識を身につけるため、提供会員(援助する側)向けの養成講座を開催します。

③子育てについて学んだり、情報交換したりするため、依頼会員、提供会員向けの研修会や

交流会を開催します。

④緊急に依頼してほしい会員にも対応します。

問合せ ファミリー・サポート・センター(NPO法人れんこん村のわくわくネットワーク)
☎55-7708

コミュニティFM放送局 エフエムななみ7.3メガヘルツ

災害時の情報伝達手段として、海部地域7自治体と西尾張CATVが共同して設立しました。

現在、通常放送として、海部地域の自治体情報や防犯防災情報を始め、ボランティアの協力により、バラエティに富んだ番組が放送されています。

災害時には、緊急放送に切り替わり、地域に密着した避難情報や災害情報を聞くことができます。

口ごろから、聞く習慣を付け、いざというときの情報収集に活用してください。

防災ほっとメール 登録方法

携帯電話で、下記URL「防災ほっとメール」にアクセスをして、登録をお願いします。

☎<http://www.anshin-bousai.net/tsushima/>



QRコード

お使いの携帯電話の機種がQRコード読み取りに対応している場合は上のQRコードを読み込むことによって簡単にアドレス入りのメールを作成することができます。

- 迷惑メール防止対策をされている方は、受信できるドメインとして「anshin-bousai.net」を許可してください。
- URL付きメールの受信を許可してください。
- メールアドレスの登録は無料ですが、ニュースメールが発行され着信すると、各携帯電話会社の通常のパケット料金がかかる場合があります。(1メールあたり0~2円程度)

「家庭防災の日」

市は、毎月第3日曜日を「家庭防災の日」と定めました。ご家庭において、家族で毎月定期的に防災・減災について話し合い、災害に備えましょう。

また、「津島市防災情報カード」を全戸配布しましたので、ご利用ください。市ホームページからもダウンロードできます。(トップページ→くらし→安心・安全→防災↓津島市防災情報カード)必要事項を記入の上、災害時に慌てることのないよう財布等の中に携帯してください。

防災は、「自分の身は自分で守る」が基本です。一人ひとりができることから始めて、いざという時に備えましょう。

問合せ 地域安全課防災G

内線22622



▲防災情報カード

平成27年度固定資産税の課税

平成27年度固定資産税の価格(評価額)を3月31日に決定し、固定資産課税台帳に登録しました。

納税通知書発送日 4月6日(月)

平成27年度固定資産税・都市計画税納期限

- 第1期 4月30日(木)
- 第2期 7月31日(金)
- 第3期 12月28日(月)
- 第4期 平成28年2月29日(月)

平成27年度固定資産税についてQ&A

Q 平成23年4月に住宅(110㎡)を新築しましたが、平成27年度分から税額が急に高くなっています。なぜですか？

A 新築の住宅で一定の要件に該当する場合、3年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間)に限り、1戸あたり120㎡まで税額が2分の1に減額されます。したがって、平成24～26年度分は税額が減額されています。地価の下落によって土地の評価額が下がっているのに、税額が上がるのはなぜですか？

A 平成9年度から税負担の公平を図るため適用された負担調整措置により、一度に税負担を引き上げず、なだらかに負担を引き上げていきますので、土地の税額が上がっています。

Q 私は、平成26年11月に土地を売るために売買契約をして、平成27年2

月に買主への所有権移転登記を済ませました。平成27年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A 平成27年度の固定資産税は、あなたに課税されます。固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に対し、当該年度分の課税をすることになっています。

Q 平成27年2月に古い物置(家屋)を取り壊しましたが、平成27年度の固定資産税は課税されますか？

A 課税されません。家屋も毎年1月1日現在に、その家屋が存在しているかどうかにより、当該年度分を課税することになります。

問合せ 税務課固定資産税G

内線2205～2208

収納代理金融機関が追加されます

平成27年4月1日より、収納代理金融機関に十六銀行が追加され、津島市の税等の窓口納付・口座振替がご利用いただけます。

なお、現在の指定金融機関および収納代理金融機関名は、38ページ右下に掲載しています。

問合せ 収納室

内線2151



住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

再生可能なエネルギーの導入促進のため、自ら居住する住宅に太陽光発電システムの設置、または太陽光発電システム一体型住居を新築する個人に対して、その設置費の補助を予算の範囲内で行います。

対象設備

・太陽電池の公称最大出力または、パワーコンディショナーの定格出力が10kW未満のもの

・発電した電気をその住宅で消費し、余剰電気を電力会社に売電する設備のあるもの

・その他の要件は、市ホームページに掲載します。(トップページ→くらし→環境・衛生→地域温暖化対策→住宅用太陽光発電システム設置費補助金)補助金額

太陽電池モジュール1kW当たり1万5千円、上限は4kW6万円

受付 必要書類の整った方から先着順に行います。設置済または工事を開始している場合は申請できません。

問合せ 生活環境課環境保全G

内線22622



つしま子育て応援券事業が始まります

この事業は、子育てをする保護者に対して育児の不安や身体的、経済的負担の軽減を図るため、子育て支援サービスに利用できる「つしま子育て応援券」を交付するものです。

応援券の交付

- ・第1子・第2子の出生児 2万円(500円×40枚)
- ・第3子以降の出生児 4万円(500円×80枚)

児童課が児童の住民票の記載・登録を確認してから生後4カ月までに、主任児童委員、保健師または看護師等が「赤ちゃん訪問」時に交付します。サービス利用開始は平成27年8月からです。

サービス内容

保育・育児支援・保健

一時的保育、休日保育、子育て援助(送迎、預かり)、病児・病後児保育、任意の予防接種

経済支援

読み聞かせ絵本・チャイルドシート・おもちゃの購入、ベビーマッソージ、タクシー利用

利用できる事業所

8月号「市政のひろば」でお知らせします。

利用期間

対象児が2歳に達した日以降の最初の3月31日まで

対象 平成27年4月1日以降に生まれ

た児童及びその保護者で、児童の出生日から津島市に住民票を継続して記載・登録されている方

つしま子育て応援券サービス提供事業者の募集

経済支援のサービスを提供する事業者を募集します。

申し込みを希望される場合は、児童課で「登録に関する説明資料」をお渡しします。

対象 津島市内でサービスを提供する事業者

資料配布および受付

平成27年4月1日から
市役所2階児童課

問合せ 児童課児童・保育G

内線22233・22224



国民年金保険料改定

平成27年4月分から国民年金保険料の月額が1万5590円(3月分までは、1万5250円)に変わります。

納付方法・保険料額 下表のとおり

※便利でお得な口座振替をぜひご利用ください。

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
現金支払(各月)	15,590円	93,540円	187,080円	/
現金支払(前納)	/	4月30日・10月31日までに各92,780円 各760円割引	4月30日までに183,760円 3,320円割引	
口座振替(前納)		当月末振替15,540円 50円割引	4月30日・10月31日振替各92,480円 各1,060円割引	
				4月30日振替366,840円 15,360円割引

※6カ月、1年以外でも、ご希望月から翌年3月までの現金前納ができます。
※月末が休日の場合は、翌営業日が振替日、または納付期限となります。

学生納付特例制度

在学期間中の保険料を社会人になつてから支払うことができる制度です。

対象 大学、短大、高等学校、高等専門学校、専門学校および各種学校その他の教育施設の一部に在学する学生で、本人の前年の所得が118万円以下の方です。

承認周期 毎年4月～翌年3月

受付 平成27年度分：4月から

受付窓口 過去2年間遡及の場合：随時

受付窓口 保険年金課医療・年金G(市役所1階)

持ち物

- ・年金手帳
- ・印鑑(朱肉使用のもの)
- ・学生証や在学証明書等

※退職や転入された方は、離職票や課税・非課税証明書が必要な場合があります。

※4月前後に更新用のハガキが届いた方は、必要事項を記入の上返送してください。

注意

※納付特例期間は、受給資格期間(最低25年)には算入されませんが、年金額には反映されません。

※納付特例期間は、10年間は追納できません。ただし、2年度以上経過した期間は加算額が付加されます。

※学生でない30歳未満の方には、若年者納付猶予制度が、それ以外の方には、申請免除制度があります。

問合せ 保険年金課医療・年金G

内線2121・2122

中村年金事務所

052-453-7200

**津島市第6期介護保険事業計画
(平成27～29年度)を策定**

介護保険事業計画は、3年を1期とし、市が行う介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するための計画です。この計画では、各年度の介護給付等、対象サービスを種類ごとに給付量を見込むため、保険料決定の基になります。

計画の基本方針

次の基本方針のもとに施策・事業を推進していきます。

◆生きがいづくりの充実と社会参加の促進

高齢者が、地域社会の中で自らの経験と知識を活かして、積極的な役割を果たしていけるよう、社会参加を促進します。

◆地域包括ケアシステムの充実・強化

医療・介護・予防・生活支援・住まいの各サービスの充実やサービス間の相互連携を図り、津島市の特徴に応じた「地域包括ケアシステム」の確立をめざします。地域での見守りや支え合いを推進し、高齢者がより安心して生活できる地域づくりを進めます。

◆介護給付サービス等の充実

日常生活に密着した、効果的な介護予防への取り組みを推進するとともに、高齢者一人ひとりの状態に応じた適切なサービスが利用できるよう、介護予防及び介護給付サービスの充実を図ります。

計画期間における将来推計

総人口と高齢者人口の推移

総人口は、平成26年度は6万4819人、高齢者人口は1万6773人ですが、計画の目標最終年次である平成29年度には、総人口6万3220人、高齢者1万7568人に達すると推計されます。

要介護等認定者数の推計

平成27年度の要介護等（要支援・要介護）認定者数は2789人、平成29年度は2890人と推計しました。

要支援：身の回りのことが何とか自分で行えるが、声かけ、見守りが必要な方

要介護：身の回りのことに何らかの介助が必要な方

地域支援事業について

平成27年度から、地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組みが本格的に始まります。高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、「介護」「介護予防」「在宅医療」「生活支援」「住まい」のサービスを切れ目なく提供できる体制づくりを構築します。

介護予防事業

・介護予防日常生活支援総合事業

津島市では、平成29年度より開始します。要支援の方が利用されている通所介護および訪問介護のサービスが地域支援事業へ移行し、「基本チェックリスト」の実施のみで利用することができるようになります。多様なニーズに対応するため、様々な実施主体による

サービスが始まります。

平成27、28年度は従来どおり介護予防事業を実施する予定です。

包括的支援事業

地域包括支援センターを中心に地域におけるネットワークを構築し、高齢者が住み慣れた家庭や地域で療養できる事業を行います。

・在宅医療介護連携推進事業

・生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを設置し、生活支援の提供体制を整備します。

・地域ケア会議の充実

任意事業

地域の実情に応じ、創意工夫を活かした多様な取り組みができる事業です。

・介護給付費等費用適正化事業

・家族介護支援事業

・認知症高齢者支援事業

認知症高齢者に早期に対応し、住み慣れた地域で住み続けられるよう、地域で認知症の人を支える体制を構築します。

・家族介護継続支援事業

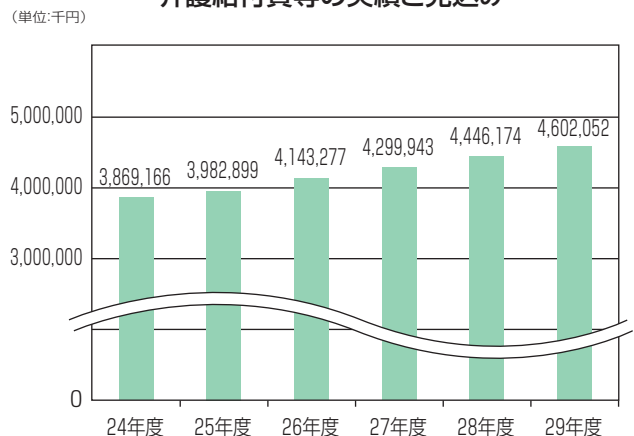
その他の事業

・成年後見制度利用支援事業

介護給付費等の実績と見込み

介護給付サービス費等の実績額は、平成24年度は年間38億7千万円、平成25年度は39億8千万円、平成26年度は41億4千万円（見込み）と年々給付額は伸びています。

介護給付費等の実績と見込み



津島市では、近隣の市町村に比べて介護保険施設やその他の介護保険事業所数が充足していることで、要介護等認定率も高くなり、介護保険サービスを利用しやすくなっています。また、第6期（平成27～29年度）においては、高齢者実数の増加や、介護保険サービスへの多様な要望にこたえるため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の創設や「小規模多機能型居宅介護」の整備等を計画していることから、今後のサービス量見込み額は、増加していくこととなります。

また、平成27年度から地域区分の上乗せ割合の見直し（津島市は6級地）に伴い、平成27年度は43億円、平成28年度は44億5千万円、平成29年度は46億円と年々給付額が大きくなります。

**第6期介護保険料
(平成27~29年度)を決定**

月額基準額を5300円に改定(下表)

介護保険サービスに必要な費用の財源は、国が25%、県と市がそれぞれ12.5%、65歳以上の第1号被保険者22%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者28%の割合で負担することになっていきます。
(居宅サービスの場合)

基準となる保険料
基準月額額は3年ごとに見直すことになっており、3年間の介護給付サービス費等と地域支援事業費により保険料を算出します。

平成27年度からの介護保険料

津島市では、65歳以上の方の介護保険料額は、所得に応じて14段階に定めています。(下表)

変更点

◎介護保険法施行令の改正により、これまでの第1段階および第2段階を統合します。また、9段階を新8段階および新第9段階に細分化し、所得水準に応じたきめ細かい保険料設定となります。

◎所得の少ない方の保険料負担を軽減する目的から、新第1段階の保険料額を消費税が10%となるまでの期間(平成27年4月1日~29年3月31日)に限り、公費を投入して0.05分を軽減します。



なお、平成29年度以降は、第1~3段階での軽減が実施される予定です。

4月からの介護保険料納付方法

普通徴収の方

「仮徴収納入通知書」を4月上旬にお送りします。前年度の年間保険料額の12分の4を1期~4期(4~7月)で納めていただきます。

4月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

4月から特別徴収開始となる方には、「特別徴収開始通知書」を3月中旬にお送りしました。

6月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

6月から特別徴収となる方は、仮徴収額が前年度の年間保険料額の2分の1になるように納めていただきます。

1期・2期(4月・5月)は12分の1ずつを引き続き普通徴収で、6月・8月は12分の2ずつを年金から天引きします。対象の方には4月上旬に通知書をお送りします。

特別徴収(年金天引き)の方

既に年金から天引きされている方は、平成27年2月に天引きされた金額を引続き4月・6月・8月の年金から天引きします。

8月(本算定)からの介護保険料

本徴収の保険料額は、平成26年中の合計所得金額に基づいて所得段階別に計算した平成27年度の年間保険料額から仮徴収額を差し引いた金額となります。

本徴収の通知は、8月に普通徴収、特別徴収の別にかかわらず個別にお知らせいたします。

第5期(平成24~26年度)			第6期(平成27~29年度)		
所得段階	月額(目安)	年額	所得段階	月額(目安)	年額
第1段階	2,072	24,860	第1段階	2,650 *(2,385)	31,800 *(28,620)
第2段階	2,590	31,080	第2段階	3,021	36,250
第3段階	2,953	35,430	第3段階	3,180	38,160
第4段階	3,109	37,300	第4段階	3,710	44,520
第5段階	3,626	43,510	第5段階	5,300	63,600
第6段階	5,181	62,170	第6段階	6,360	76,320
第7段階	6,217	74,600	第7段階	6,890	82,680
第8段階	6,735	80,820	第8段階	8,480	101,760
第9段階	8,290	99,470	第9段階	9,010	108,120
第10段階	9,585	115,010	第10段階	9,805	117,660
第11段階	11,139	133,660	第11段階	11,395	136,740
第12段階	11,398	136,770	第12段階	11,660	139,920
第13段階	11,657	139,880	第13段階	11,925	143,100
第14段階	11,916	142,990	第14段階	12,190	146,280

第6期(平成27~29年度) 計算内容

・生活保護を受けている方
・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方
・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
※月額・年額欄の()内の数字は軽減後の金額です。

第2段階 世帯全員が非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方

第3段階 世帯全員が非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方

第4段階 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方

第5段階 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない方

第6段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方

第7段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方

第8段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方

第9段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上350万円未満の方

第10段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方

第11段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上650万円未満の方

第12段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が650万円以上800万円未満の方

第13段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方

第14段階 本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方

4月から生活困窮の方への支援制度が始まります

自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている方に、支援員が相談を受けて、就労支援等、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または住居を失うおそれの高い方に、就職に向けた活動を行うことなどを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

問合せ 福祉課生活支援相談窓口

内線2135・2136



交通遺児育成基金

この育成基金制度は、満16歳未満の交通事故遺児の方が、年齢に応じた金額を基金に払い込み、加入すると、この資金に国、民間からの援助金を加えて、満19歳に達するまで育成給付金が支給されるものです。詳しくは左記へ。

問合せ (財)交通遺児育成基金

☎0120-163601

http://www.kotsuji.or.jp

水道水の水質検査計画を策定

平成27年度に行う水質検査について、採水の場所、検査の項目・頻度などの計画を定めましたので、その内容を上下水道部工務課(市役所4階)およびホームページで公表しています。

問合せ 上下水道部工務課工務G

内線2436~2438

新しくなった南文化センターをご利用ください

昨年9月から進めてまいりました改修工事が終了しました。気軽に立ち寄り、語り、触れ合える場所として、「地域ふれあいサロン」「展示ギャラリー」「歴史文化展示ホール」を新たに設置しました。

また、「図書学習室」「研修室」では、会議や学習、研修などの幅広い利用ができるようになりました。

問合せ 南文化センター ☎24-6161

市老人クラブ連合会の事務局移転

移転日 平成27年4月1日
移転先 わざ・語り・伝承の館
南門前町1-8

☎28-5001



平成27年度版生涯学習ガイド発刊

発刊日 4月下旬

配布場所 市役所、市内公共施設等
内容 平成27年度に行われる講座・教室・イベント情報、市内で活動するクラブ、同好会、公共施設等の利用情報

問合せ 社会教育課生涯学習G

内線2282

新しい人権擁護委員の紹介

このたび、4月1日付けで法務大臣から新しい人権擁護委員として次の方が委嘱されました。(敬称略)

加藤栄一(明天町)

☎242486

問合せ 人権推進課人権同和行政推進G

内線2271

犬の登録と狂犬病の予防注射

狂犬病予防法により、生後91日以上
の犬は登録をし、狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は、毎年受けてください。

狂犬病予防集合注射へ出向けない等の理由がある場合は、お近くの開業獣
医で注射を受けてください。

注意事項

・登録済の方は、送付するガキの問診票欄に記入(記載内容に誤りがあれば、朱書訂正)の上、愛犬手帳と一緒に

平成27年度 犬の登録と狂犬病予防注射日程

4月	会場	時間
8日(水)	葉蒨スポーツの家	午後1時30分~3時
9日(木)	中央公民館	
10日(金)	ばいばら憩の家	午後1時30分~2時
	百町集会所	午後2時30分~3時
13日(月)	神島田公民館	午後1時30分~3時
14日(火)	神守支所	
15日(水)	津島市役所	

一緒に会場へお持ちください。
当日は、犬を制御できる方が必ず付き添ってください。また、事故のないよう安全確保にご協力ください。
会場での犬の糞尿は、必ず飼い主の方が処理をしてください。

費用
・登録犬：1頭につき3,400円
・未登録犬：1頭につき6,400円
※費用の内訳
注射料金：2,850円
注射済票交付手数料：550円
犬登録手数料：3,000円

問合せ 生活環境課環境保全G
内線2235